

測量・建設コンサルタント業務等

競争入札参加資格申請の手引き

【令和 7 ・ 8 年定期審査用】

島根県津和野町

はじめに

令和7・8年度に津和野町が発注する測量、建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、建築コンサルタント業務等の競争入札等に参加を希望される方は、必ず入札参加資格申請を行ってください。

申請方法は島根県と県内16市町が共同運営を行なう「島根県電子調達共同利用システム」からの電子申請となります。

1 申請の方法

申請方法は「資格申請システム」を利用したインターネットからの電子申請となります。申請にあたっては、この手引きのほか下記の書類を熟読してください。

【この手引きの他に確認する書類】

- ・島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編）（以下、「手引き（共通編）」という）
- ・島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）（以下、「手引き（操作マニュアル編）」という）
- ・島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（技術者情報・個別情報画面編）以下、「手引き（個別情報画面編）」という）

※ 紙申請については、システムによる申請が困難で、かつ、津和野町のみ申請する場合に受付します。あらかじめご連絡をお願いします。

2 申請の期間

令和6年11月1日（金）から令和7年1月16日（木）までです。

【注意】

定期申請用のシステム稼働時間は、上記期限内の開庁日8時～23時です。
土日、祝日、12月28日から1月5日までの間はシステムが稼働しませんので、ご注意ください。

※ 受付期間内に資格申請システムによる本登録及び津和野町独自添付書類の提出が完了していなければなりません。郵便または信書便による場合は消印有効とします。それ以外の場合は期限内必着とします。

3 申請にあたっての注意事項

- （1）申請にあたっては、本手引きを熟読のうえ、申請項目の漏れや誤りがないよう注意してください。
- （2）申請及び添付書類等に虚偽の記載等をしたときは、資格を取り消すことがあります。
- （3）入札、契約についての権限を営業所等に委任する場合は、システムにおいて登録するとともに、別途津和野町へ委任状を送付してください。

4 申請資格について

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条 1 項又は建築士法（昭和25年法律第202号）第23 場第 1 項による登録を受けなければ営むことのできない業務にあっては、当該規定による登録を受けていること。
- (3) 町税の滞納がない者。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていないこと。

5 申請（入札参加資格を希望）できる業務の種類について

津和野町測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（令和 3 年津和野町告示第123号）の規定に基づき、入札参加資格の認定は、別表 1 の希望する業務ごとに行います。

希望の有無は、資格申請システムの入力内容により判定しますので、手引き（操作マニュアル編）、及び手引き（個別情報画面編）を確認のうえ慎重に行ってください。

また、入札参加者選定時に必要な情報として希望する業務の登録の有無、申請日直前 3 年の各営業年度のいずれかに国・地方公共団体等から直接受注した実績の有無、及び申請日直前の営業年度に津和野町から直接受注した実績高の入力が可能ですので、該当する項目について入力してください。

土木関係建設コンサルタント業務の「その他業務」を希望する場合は、「その他」の欄にその内容を 6 項目以内で入力してください。

なお、「その他業務」は、測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務のいずれにも該当しない計量証明業務、計算関係業務、計算業務、土木資材等の整理、経済調査、環境調査、交通量調査、水質大気等の分析・解析、遺跡調査等が対象となります。

6 審査結果について

今回受付を行なった入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「設定完了メール」を送信しますので、メール及びシステムで設定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）

また、認定を行なわなかった場合は、理由を附してその旨、別途通知します。

7 資格の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までです。

8 添付書類の提出について

添付書類は、共通書類と個別書類があります。以下を確認のうえ提出してください。

(1) 共通審査添付書類

参加自治体が共通で必要とする書類です。複数の自治体に申請を行なう場合でも、1 部提出してください。詳細は「手引き（共通編）」をご確認ください。

(2) 個別添付書類

津和野町が個別に必要とする必要とする書類です。添付書類はA4サイズとし、添付書類番号順に並べたうえ送付してください。

津和野町個別添付書類

番号	提出書類	備考
1	個別添付書類送付票（津和野町）	資格申請システムから出力されるもの
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの	資格申請システムから出力されるもの
3	納税証明書（原本又は写し）	町税の滞納がないことの証明 （申請日から3ヶ月以内のもの有効）
4	委任状（任意様式）	※ <u>入札及び契約に関する権限を支社長・営業所長等に委任する場合</u>
5	業態調書（様式第3号）	資本関係、親子会社関係調書 （関係する者がいない場合も、ない旨を記入し提出）
6	測量等実績調書	※ <u>システムにおいてデータを添付できない場合</u>
7	技術者経歴書	※ <u>システムにおいてデータを添付できない場合</u>

9 添付書類の作成方法等について

(1) 個別添付書類送付票（津和野町）

資格申請システムから出力された様式のチェック欄に、該当の書類が揃っていることを確認のうえ必要事項を記入してください。

(2) 申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの

資格申請システムから出力されたものの写しを添付してください。

(3) 納税証明書

町税について全税目滞納がないことを証明するもので、申請日から3ヶ月以内のものを提出してください。なお、納税義務がない場合も提出が必要です。

郵送による申請等、証明書の交付手続きについては、津和野町ホームページをご確認ください。

(<https://www.town.tsuwano.lg.jp/www/contents/1000000295000/index.html>)

(4) 委任状

申請者が本社以外の営業所長等に入札契約権限を継続して委任する場合提出してください。

(5) 業態調書

資本関係、親会社・子会社の関係に係る調書です。当該関係のない場合も「該当なし」と記載し提出してください。

(6) 測量等実績調書

資格申請システムにおいて添付できない場合は、紙で提出してください。様式は直前の管轄する地方整備局へ提出した現況報告書を提出してください。

(7) 技術者経歴書

資格申請システムにおいて添付できない場合は、紙で提出してください。様式は直前の管轄する地方整備局へ提出した現況報告書を提出してください。

10 問い合わせ先

〒699-5292

島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18

津和野町役場 総務財政課 入札契約担当

TEL : 0856-74-0028

FAX : 0856-74-0002

E-mail : soumu@town.tsuwano.lg.jp

別表 1

業務の種類			業務の種類	
測量業務	測量一般			補償関連
	地図の調整			総合補償
	航空測量		土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般			港湾及び空港
	専門	意匠		電力土木
		構造		道路
		冷暖房		鉄道
		衛生		上水道及び工業用水道
		電気		下水道
		建築積算		農業土木
		機械設備積算		森林土木
		電気設備積算		水産土木
		工事監理（建築）		廃棄物
		工事監理（電気）		造園
		工事監理（機械）		都市計画及び地方計画
		耐震診断		地質
		調査		土質及び基礎
		地区計画及び地域計画		鋼構造及びコンクリート
	地 質 調 査			トンネル
補償関係コンサルタント業務	土地調査	施工計画、施工設備及び積算		
	土地評価	建設環境		
	物件	機械		
	機械工作物	電気電子		
	営業補償・特殊補償	その他		
	事業損失			